

公益社団法人日本産婦人科医会 会員 各位

## 帝王切開術点数改正のお知らせ

本日、平成28年度診療報酬改定について、中央社会保険医療協議会から厚生労働大臣宛答申書が提出されました。

その結果、別添のとおり帝王切開術に対する新たな診療報酬点数が決定しましたので、ご報告いたします。

	改正前		改正後	
緊急帝王切開	20,140	→	22,200	
選択帝王切開	20,140	→	20,140	
前置胎盤を合併する場合または32週未満の早産の場合				削除
複雑な場合		→	2,000	注 (注の追加)

この結果、

- ① 緊急帝王切開は、2060点の増点
- ② 選択帝王切開は、改正前と同じ
- ③ 前置胎盤を合併する場合又は妊娠32週未満の早産の場合の項目は、削除
- ④ 新たに、複雑な場合については、緊急の場合でも、選択の場合でも所定の点数に2000点の加算が行われる。

と決定しました。

- ④ の複雑な場合の条件については、③の条件に、他の条件も加えて、現在最終的な詰め作業を行っており、3月初旬に決定することになっている。

懸案であった帝王切開術に対する点数は、上記のような結果になりました。

この結果は、産科臨床の現場で日夜献身的に妊産婦に対応している日本産婦人科医会会員各位の実情を思い浮かべれば、決して十分ではありませんが、先ず第一段階として、今日の少子化克服のために、真剣に国の周産期医療体制を守っている産婦人科医のご尽力を評価したものと思われるだけに、国がここまで配慮してくれたことに感謝し、我々は、この結果を受け入れ、今後の診療の現場で、一層のご活躍をお願いしたいと思います。

今日に至るまで、帝王切開術点数の改善を求めてきた、全会員の皆様の、ぶれる事のない、一貫した姿勢と団結力にもとづく、様々なご支援とご指導に、改めて厚く御礼申し上げます。

平成28年2月10日

公益社団法人日本産婦人科医会

会長 木下勝之

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K889	子宮付属器悪性腫瘍手術(両側)	58,500	→ 58,500	K889	
K890	卵管形成手術(卵管・卵巣移植、卵管架橋等)	27,380	→ 27,380	K890	
K890-2	卵管鏡下卵管形成術	46,410	→ 46,410	K890-2	
K890-3	腹腔鏡下卵管形成術	42,120	→ 46,410	K890-3	
(産科手術)					
K891	分娩時頸部切開術(縫合を含む。)	3,170	→ 3,170	K891	
K892	骨盤位娩出術	3,800	→ 3,800	K892	
K893	吸引娩出術	2,550	→ 2,550	K893	
K894	鉗子娩出術			K894	
1	低位(出口)鉗子	2,700	→ 2,700		1
2	中位鉗子	4,760	→ 4,760		2
K895	会陰(陰門)切開及び縫合術(分娩時)	1,530	→ 1,530	K895	
K896	会陰(陰壁)裂創縫合術(分娩時)			K896	
1	筋層に及ぶもの	1,650	→ 1,650		1
2	肛門に及ぶもの	3,860	→ 3,860		2
3	陰門蓋に及ぶもの	4,320	→ 4,320		3
4	直腸裂創を伴うもの	8,200	→ 8,200		4
K897	頸管裂創縫合術(分娩時)	4,900	→ 4,900	K897	
K898	帝王切開術			K898	
1	緊急帝王切開	20,140	→ 22,200		1
2	選択帝王切開	20,140	→ 20,140		2
3	前置胎盤を合併する場合又は32週未満の早産の場合 複雑な場合	21,640	→ -		
		-	→ 2,000		注
K899	胎児縮小術(娩出術を含む。)	3,220	→ 3,220	K899	
K900	臍帯還納術	1,240	→ 1,240	K900	
K900-2	脱垂肢整復術	1,240	→ 1,240	K900-2	
K901	子宮双手圧迫術(大動脈圧迫術を含む。)	2,460	→ 2,460	K901	
K902	胎盤用手剥離術	2,350	→ 2,350	K902	

<p>K809-2 膀胱尿管逆流手術</p> <p>【注の追加】</p> <p>第11款 性器</p>	<p>(追加)</p> <p>注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施した場合は、9,400点を加算する。</p>
<p>K898 帝王切開術</p> <p>【注の追加】</p>	<p>(追加)</p> <p>注 複雑な場合については、2,000点を所定点数に加算する。</p>
<p>第2節 輸血料</p> <p>K920 輸血</p> <p>【注の見直し】</p>	<p>注6 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき200点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合には、1週間に1回を限度として、200点を所定点数に加算する。</p> <p>注6 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき197点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合には、1週間に1回を限度として、197点を所定点数に加算する。</p>
<p>第3節 手術医療機器等加算</p> <p>K931 超音波凝固切開装置等加算</p> <p>【注の見直し】</p>	<p>注 胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術又は悪性腫瘍等に係る手術に当たって、超音波凝固切開装置等を使用した場合に算定する。</p> <p>注 胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術、悪性腫瘍等に係る手術又はバセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）に当たって、超音波凝固切開</p>